

令和7年12月大竹市議会定例会（第5回）議案（その2）の概要

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者				
1	議案 第92号	大竹市乳児等通園支援事業 の設備及び運営に関する基 準を定める条例の制定につ いて (健康福祉部福祉課)	1 制定の理由 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6 年法律第47号）の制定により、生後6か月から満3歳未 満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭 が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わ ず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、 「乳児等通園支援事業」いわゆる「こども誰でも通園制 度」が創設された。これに伴い、児童福祉法第34条の1 6第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び 運営に関する基準について定めるため、本条例を制定しよ うとするもの。 2 内容 【第1章 総則】 (第1条～第19条) この条例の趣旨、乳児等通園支援事 業者の共通事項を規定 【第2章 乳児等通園支援事業】 [第1節 通則] (第20条) 乳児等通園支援事業を次の2つの区分に分類 し、規定 <table><tr><td>一般型乳児等 通園支援事業</td><td>保育所、認定こども園等を行う事業所で、 当該事業で個別の定員を設け、在園児と合 同又は専用室を設けて受入れを行う事業</td></tr><tr><td>余裕活用型乳 児等通園支援 事業</td><td>保育所、認定こども園等を行う事業所で、 その施設又は事業所の空き定員の枠を活用 して受入れを行う事業</td></tr></table> [第2節 一般型乳児等通園支援事業] (第21条～第25条) 一般型乳児等通園支援事業におけ る設備、職員の基準等を規定 [第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業] (第26条・第27条) 余裕活用型乳児等通園支援事業に おける設備、職員の基準等を規定 【第3章 雑則】 (第28条) 電磁的記録の取扱い (第29条) 委任 3 施行期日等 令和8年4月1日	一般型乳児等 通園支援事業	保育所、認定こども園等を行う事業所で、 当該事業で個別の定員を設け、在園児と合 同又は専用室を設けて受入れを行う事業	余裕活用型乳 児等通園支援 事業	保育所、認定こども園等を行う事業所で、 その施設又は事業所の空き定員の枠を活用 して受入れを行う事業	健康福祉 部 長
一般型乳児等 通園支援事業	保育所、認定こども園等を行う事業所で、 当該事業で個別の定員を設け、在園児と合 同又は専用室を設けて受入れを行う事業							
余裕活用型乳 児等通園支援 事業	保育所、認定こども園等を行う事業所で、 その施設又は事業所の空き定員の枠を活用 して受入れを行う事業							

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
2	議案 第 93 号	大竹市特定乳児等通園支援 事業の運営に関する基準を 定める条例の制定について (健康福祉部福祉課)	1 制定の理由 こども誰でも通園制度が創設されたことに伴い、こども誰でも通園制度の事業者が事業の実施に伴う給付を受けるためには、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、市が確認を行う必要がある。 これに伴い、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第2項に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について規定するため、本条例を制定しようとするもの。 2 内容 【第1章 総則】 (第1条・第2条) この条例の趣旨、特定乳児等通園支援事業者の一般原則を規定 【第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準】 [第1節 利用定員に関する基準] (第3条) 利用定員に関する基準を規定 [第2節 運営に関する基準] (第4条～第32条) 運営に関する基準を規定 【第3章 雑則】 (第33条) 電磁的記録の取扱い (第34条) 委任 3 施行期日 令和8年4月1日	健康福祉 部 長